

## 主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

## 理 由

上告代理人弁護士赤井定雄の上告理由について。

上告会社の自動車運転手で、自動車の運転の免許状をもつ訴外Dが、

(イ) 昭和三一年九月四日午後八時頃、神戸市中央卸売市場の荷物を集荷するため、自動三輪車E号を運転し右市場に赴く途中、同市a区b町c番地所在のF石油株式会社G給油所に立ち寄り、ガソリンを補給したが、右自動車のクラッチの断続不調に気付き右クラッチ内にガソリンを注入して同所に溜つた油を洗滌する方法により、これを調整しようとし、右給油所に勤務していた訴外Hに洗滌用のガソリン少量を注文したところ、同人は一リットル入の丸型鉄製ガソリン缶(直径及び深さ、ともに一センチメートル)に約半リットルのガソリンを入れてDに手渡したこと、Dは従来クラッチを洗滌する場合直接ガソリン缶からガソリンを注入することなく、ゴムホースを用い缶内のガソリンを吸い上げホースの先からクラッチ内に注入する方法によつていたが、当日はたまたまゴムホースが他に使用中で、なかつたため、直接ガソリン缶よりクラッチ内にガソリンを注入することにしたこと。

(ロ) 右自動車のクラッチは運転席下約二〇センチメートルの所に位置し、その後方にトランスミッションが接続し、右側にセルモーター(起動機)、左側にダイナモ(発電機)が取付けられてあり、右クラッチの右後方約一〇ないし一五センチメートル附近に右セルモーターの電源スイッチに取り付けられたターミナル、ボルトナット(バッテリーからくる陽電流コードの端子を止めたボルトナットで当時被覆がされていながつた)があり、右運転手席の下部は前記エンジン部品が密集し空間は狭隘であり、右自動車の電気は直流で電圧は六ボルトであつたこと、

(八)そこで、Dは右運転席の左側から車体右側に向つて腹部を運転席の上におせうち伏せになり、両足を地上から浮かせ、上半身を更に下向きに傾斜させた不安定な姿勢で、右ガソリン缶を手にもち、運転席右側の車脇の位置で右Hが照射していた電灯の光の下で、クラッチ部分に前記缶を近づけ、これを傾けながらガソリンを注入したこと。

(二)ところが、右操作中、ガソリン缶の一方の端が前記クラッチ右後方に設置されたセルモーターの電源スイッチに取り付けられたボルトナットに接触すると同時に、缶の他方の端が前記トランスミッションのカバー（鉄製）に接触したため、右ボルトナットよりトランスミッションカバーへ電流が通するとともに両接触部分でショートして火花を生じ、これが缶内に残っていたガソリンに引火し炎上するに至ったところ、Dは顔面真近でガソリンが突然炎上したため狼狽してその缶を前方に投げ出したこと、然るにその投げ出された缶は同所で電灯を照射してDの右修理作業を助けていた前記Hの身体前面に打ち当たったため同人の作業服はガソリンを浴びて燃え上り、その結果同人は大火傷を負い遂に同月六日判示病院において死亡するに至ったこと、以上の事実を原判決は当事者間に争ない事実及び挙示の証拠によつて確定した上およそ、本件自動車のクラッチ附近のように周囲に鉄製部分が密集して設置され、その間に電流が通じ、電気コードのターミナル、ボルトナットが近接して、被覆もなく露出しているとき、右クラッチ部分に電気の良導体を近づける場合、その接触如何によつては電流がショートすることが予想されるところであるから、右クラッチに引火性の極めて強いガソリンを注入してこれを洗滌せんとする者は、電気良導体たる金属製品の容器をさげ、不良導体たるゴムホース等を使用すべきであり、もし、金属製の容器を使用する場合にはクラッチ附近にある前記電気コードのボルトナットに接触しないよう細心の配慮をもつて操作し事故の発生を未然に防止すべき注意義務がある。しかるにDは前記のように鉄製缶の容器を用いてク

ラッチにガソリンを注入したばかりか、右注入にあたつても、近接する電気コードのボルトナットに接触しないよう注意を払わないで操作したものであるから同人はガソリンでクラッチを洗滌するに当り用いるべき注意義務に違反した責を免れないものであると判断したものであることは原判文上明らかであり、叙上挙示の証拠によつてなした事実認定及び以上の事実関係に基づいて示した右法律上の判断はすべて正当として是認できる。

問題はDの右注意義務違反すなわち過失と前示Hの死亡との間に因果関係ありや否やの点である。思うに、Dが前示のように引火炎上したガソリン缶を車外に投げ捨て、それがたまたま他人に突当つてその衣服を炎上させ、その故に火傷を負わせて死に至らしめたというのであれば、その間に当然に因果関係あるものと判断することは相当でないであろう。しかしながら、本件の場合はDの側近くに在つて同人の修理作業を助くべく電灯を照射じつつあつた前示Hに炎上していたガソリン缶が突き当つたというのであるから事態は自と別である。そのような事態の下にあつてはDは自己が車外に投げ捨てた炎上のガソリン缶がHに突き当りその作業服に燃え移り大事に至るであろうことはDにおいて予見し得たであろうものと認めるを相当とするから、Dの前記過失とHの死との間には因果関係あるものと解して聊かも妨げがない。従つてこれと同一轍に帰した原判決の判断は正当であつて、その判断の過程に所論違法のかどありと云うを得ない。所論は縷々論述するが、ひつきようするに叙上に反する独自の見解に他ならないものであつて、採るを得ない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い裁判官全員の一致で主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	下 飯 坂	潤	夫
裁判官	入 江	俊	郎

裁判官 齋 藤 朔 郎  
裁判官 長 部 謹 吾